

【ご案内】マイナンバー制度について

マイナンバー制度の導入に伴い、事業者は、税・社会保障等の行政手続を行うため、従業員等のマイナンバーを収集する必要があります。

そのためには、従業員が確実にマイナンバーを受け取り、自身のマイナンバーを把握していることが必要となります。

中小企業庁より、マイナンバーの通知カードの受取に係る周知協力依頼がきておりますので、よろしく願いいたします。

関係団体 ご担当者様

マイナンバー（個人番号）の「通知カード」の受取に係る周知協力依頼

平成 27 年 9 月 30 日
中 小 企 業 庁 長 官

マイナンバー制度の導入に伴い、全ての事業者は、税・社会保障等の行政手続を行うために従業員等のマイナンバーを収集することが必要となります。その前提として、従業員等が自身のマイナンバーをしっかりと把握していることが重要となります。

10月以降、マイナンバーが記載された「通知カード」の住民への郵送が始まります。つきましては、会員団体・企業等に対し、会員団体・企業等への連絡や機関誌への掲載等により、従業員が確実に通知カードを受け取り、また保管することができるように、その旨、従業員への周知を行うよう呼びかけていたできたく、よろしくお願ひします。

※御参考まで、会員団体・企業等宛ての要請文及び事業者の従業員宛ての周知文の参考例を添付します。

なお、中小企業庁では、中小企業施策を紹介するウェブサイト「ミラサポ」に、「マイナンバー特設ページ」を設置いたしました。マイナンバー制度への対応に詳しい弁護士などの有識者インタビューを踏まえたマイナンバー制度のポイントを解説するなど、中小企業・小規模事業者の視点に立ってコンテンツを充実しております。必要に応じて会員団体等に紹介していただけますと幸いです。

ミラサポ URL <https://www.mirasapo.jp/>
(特設ページ <https://www.mirasapo.jp/mynumber/index.html>)

マイナンバー制度導入に向けた準備について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が平成28年1月1日に施行されることにより、住民票を有する全員に固有の番号（マイナンバー）が付番されます。マイナンバーは、税・社会保障・災害対策の行政手続で利用されることとなっています。

具体的には、税務関係、社会保障関係の書類において、マイナンバーの記入が求められ、全ての事業者（全法人、全個人事業主）において、従業員のマイナンバーの収集・把握や書類への記載などが義務化されます。

1. 「通知カード」の受取に係る周知徹底について

10月以降、マイナンバーが記載された「通知カード」の住民への郵送が始まります。従業員のマイナンバーの収集の前提として、従業員が自身のマイナンバーを把握していることが重要となりますので、会員団体・企業のみなさまにおかれましては、従業員の方々の通知カードの受取について、従業員への周知徹底をお願いします。

※御参考まで、周知文の参考例を添付します。

2. マイナンバー制度への事業者の対応に関する情報について

中小企業施策を紹介するウェブサイト「ミラサポ」にマイナンバー特設ページを設置いたしました。マイナンバー制度に関する事業者の対応に詳しい弁護士などへの有識者インタビューを行い、制度のポイントを解説していますので、ぜひご活用ください。

ミラサポ URL <https://www.mirasapo.jp/>
(特設ページ <https://www.mirasapo.jp/mynumber/index.html>)

《マイナンバー制度全般のご相談はこちら》

○マイナンバー専用コールセンター 0570-20-0178

平日 9:30-22:00 土日祝日（年末年始を除く） 9:30-17:30

※ I P 電話等でつながらない場合は 050-3816-9405 におかけください。

《通知カードや個人番号カードのご相談はこちら》

○個人番号カードコールセンター 0570-783-578

平日 8:30-22:00 土日祝日（年末年始を除く） 9:30-17:30

※ I P 電話等でつながらない場合は 050-3818-1250 におかけください。

マイナンバー（個人番号）の「通知カード」の受取について

来年1月からマイナンバー制度が始まることを受け、税・社会保障関係手続のため、当社においても社員のみなさまの個人番号を収集することとなりますので、御協力をお願いします。

そのため、まずは各人のマイナンバーを確実に受け取っていただきたく、以下のとおりご連絡します。

1. あなたの住民票の所在地を確認しましょう

マイナンバーが記載された通知カードは住民票の所在地宛てに郵送されます。住民票の所在地がどこになっているか確認しましょう。なお、封筒には世帯全員分の通知カードが同封され、簡易書留で郵送されます。

2. 確実に受け取りましょう

通知カードは10月20日頃からおおむね11月中に簡易書留により郵送されますが、直接受け取る必要があります。不在時には不在通知が投函されますので、1週間以内に自宅や勤務先等に再配達を依頼するか、郵便局で受け取りましょう。

万一、受け取れなかった場合は、住民票のある市区町村に連絡してください。

3. 大切に保管しましょう

通知カードは、マイナンバーの手続で番号が正しいかを確認するために必要な書類です。通知カードを受け取った後は、紛失しないよう、大切に保管しましょう。

そのほか、マイナンバーの通知カード及び個人番号カードに関してご不明な点がありましたら、下記コールセンターまでお問い合わせください。

●個人番号カードコールセンター 0570-783-578

平日 8:30-22:00 土日祝日（年末年始を除く） 9:30-17:30

※IP電話等でつながらない場合は 050-3818-1250 におかけください。